公民館で営利活動ができるようになります！

令和４年４月から利用を拡大

ただし、商品の販売・紹介・展示、試食、実演、契約行為等はできません。

＜公民館利用の拡大＞

令和４年４月から、公民館利用団体・市民活動団体等の利用を優先したうえで、営利団体・企業や政治団体、宗教団体による公民館利用が一部可能となります。

★現在、利用している
- 公民館登録団体
- 自主グループ
- 個人等が行う学習活動等

→ これまでどおり優先的に利用

New 新たに営利活動などの利用ができるようになります

※利用できる活動には制限があります

※窓口で聞き取りやチェックシートにより利用目的等を確認します

市民の学習・活動機会の拡充、施設の有効活用

利用できる活動

◆営利団体や企業、個人事業者等による市民の生涯学習に資する活動
- **生涯学習に関する各種教室の開催**
  （ダンス、フィットネス、料理、ピアノ、書道、英会話、学習塾等）

◆会議等
- **社員会議、入社試験、面談等**

利用できない活動

◆直接的な営利活動
- 物品の販売
- 商品の紹介、展示、試食、実演
- 契約行為等

【営利料金の適用】※令和４年４月以降の利用分に適用

営利団体、企業、個人事業者や営利を目的とする場合の使用料は、以下の使用料の営利利用料金が適用されます。

区分（単位:円／1時間）			営利利用料金 市内	営利利用料金 市外	非営利利用料金 市内	非営利利用料金 市外
会議室	100㎡未満		1,100	2,200	300	600
会議室	100㎡以上		2,200	4,400	600	1,200
体育室	エアコン無	半面	2,200	4,400	600	1,200
体育室	エアコン無	全面	4,400	8,800	1,200	2,400
体育室	エアコン有	半面	3,000	6,000	800	1,600
体育室	エアコン有	全面	6,000	12,000	1,600	3,200

※深谷、八基、岡部、花園の体育室はエアコン有

【利用予約スケジュール】

（令和４年４月～７月の利用分）

１月上旬：公民館利用登録団体の先行予約

１月２５日：市内（一般）の予約受付開始

２月１日：市内営利団体等の予約受付開始

２月１０日：市外（一般、営利等）の予約受付開始

※市民団体等の予約が優先（市民団体等が予約した後に営利団体等が予約）となります。

深谷市教育部生涯学習スポーツ振興課
〒366-8501 深谷市仲町 11－1（深谷市役所２階 22 番窓口）電話：048－572-9581